別表六の二（十六）　法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

調整前連結税額超過額の計算

各連結法人の当期税額控除可能額の合計額	1	(66の①)　円	法人税の額から控除される特別控除額（(1)と(2)のうち少ない金額）	3	円
調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）	2		調整前連結税額超過額 (1)－(3)	4	

調整前連結税額超過構成額の明細

措法第68条の15の3第1項各号の該当号等	連結事業年度又は事業年度			当期税額控除可能額 ①	調整前連結税額超過構成額 ②
第1号	前期繰越分	・　・ ・　・	5 総額	円	円
			6 特別		
		・　・ ・　・	7 総額		
			8 特別		
		・　・ ・　・	9 総額		
			10 特別		
		・　・ ・　・	11 総額		
			12 特別		
		・　・ ・　・	13 総額		
			14 特別		
		・　・ ・　・	15 総額		
			16 特別		
		計	17 総額		
			18 特別		
	当期分		19 総額	別表六の二(三)「9」	
			20 特別	別表六の二(三)「16」	
第2号	前期繰越分	・　・ ・　・	21		
		・　・ ・　・	22		
		・　・ ・　・	23		
		・　・ ・　・	24		
		・　・ ・　・	25		
		・　・ ・　・	26		
		計	27	別表六の二(四)「13」	
	当期分		28	別表六の二(四)「5」	
第3号	当期分		29	別表六の二(五)「16」	
第4号	前期繰越分	・　・ ・　・	30	別表六の二(七)「30」	
			31	別表六の二(七)「31」	
	当期分		32	別表六の二(七)「25」	
第5号	前期繰越分	・　・ ・　・	33	別表六の二(八)「30」	
			34	別表六の二(八)「31」	
	当期分		35	別表六の二(八)「25」	
第6号	前期繰越分	・　・ ・　・	36	別表六の二(九)「30」	
			37	別表六の二(九)「31」	
	当期分		38	別表六の二(九)「25」	
第7号	前期繰越分	・　・ ・　・	39	別表六の二(十)「33」	
			40	別表六の二(十)「34」	
	当期分		41	別表六の二(十)「28」	
			42	別表六の二(十)「48」	
第8号	前期繰越分	・　・ ・　・	43	別表六の二(十一)「31」	
			44	別表六の二(十一)「32」	
			45	別表六の二(十一)「33」	
			46	別表六の二(十一)「34」	
	当期分		47	別表六の二(十一)「26」	
第9号	前期繰越分	・　・ ・　・	48	別表六の二(十二)「31」	
			49	別表六の二(十二)「32」	
			50	別表六の二(十二)「33」	
			51	別表六の二(十二)「34」	
	当期分		52	別表六の二(十二)「26」	
第10号	前期繰越分	・　・ ・　・	53	別表六の二(十四)「31」	
			54	別表六の二(十四)「32」	
	当期分		55	別表六の二(十四)「26」	
第11号	当期分		56	別表六の二(十五)「16」	
旧第9号	前期繰越分	・　・ ・　・	57	別表六の二(十三)「30」	
			58	別表六の二(十三)「31」	
	当期分		59	別表六の二(十三)「25」	
震災特例法第25条の2第2項又は第3項	前期繰越分	・　・ ・　・	60	別表六の二(十五の二)「31」	
			61	別表六の二(十五の二)「32」	
			62	別表六の二(十五の二)「33」	
			63	別表六の二(十五の二)「34」	
	当期分		64	別表六の二(十五の二)「26」	
震災特例法第25条の3第1項	当期分		65	別表六の二(十五の三)「10」	
合計			66		(4)

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表六の二（十五の三）　記載要領

この表は、連結法人が震災特例法第25条の３第１項（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の二(十六)の表を次のように改める。